

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

2018年3月2日

国家外管局上海市分局、上海自貿区の外貨管理実施細則を改定

国家外貨管理局上海市分局は2018年1月2日付で、《中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に係る実施細則》印刷・公布に関する通知（上海匯発[2018]1号、以下「本通知」）を公布・施行しました。

本通知は、2015年12月に公布された従前の実施細則（上海匯発[2015]145号、本通知の施行と同時に廃止）を改定したもので、經常項目業務・資本項目業務・外国為替市場業務などの一部内容を変更しました。

また、天津・福建・広東などの自貿区でも本通知に相当する細則が公布されており、各自貿区においても上海自貿区同様の外貨管理政策が適用されるものと見込まれます。

1. 經常項目業務

經常項目業務では、電子エビデンスに関わる内容を追加し、輸出収入審査待機口座の一部要求をさらに明確化しています。

		上海自貿区内		区外（一般地域）
		2018年1月2日以降	従来	
根拠規定		本通知	上海匯発[2015]145号 (今回廃止)	匯発[2016]7号 匯発[2016]25号
貨物貿易	電子エビデンス	◆ 区内銀行は、区内企業を自主的かつ慎重に選択し、当該企業のために貨物貿易外貨受払を取り扱う際、電子エビデンス審査が可能	-	◆ 条件に合致する企業の貨物貿易外貨受払を銀行が取り扱う場合、電子エビデンス審査が可能
	輸出収入審査待機口座	◆ A類企業：開設不要 《貨物貿易外貨管理ガイド実施細則》第40条の受払業務 ^(※) について、審査待機口座経由でない場合、引き続き当該条項が規定するエビデンスによる取扱が必要 ◆ B、C類企業：開設必要	◆ A類企業：開設不要 ◆ B、C類企業：開設必要	◆ A類企業：開設不要 貿易外貨収入（三国間貿易業務などは含まず）を輸出収入審査待機口座に入金することなく、經常項目外貨口座に直接入金、または人民元転することが可能
サービス貿易	税務備案	1件あたり5万米ドル相当超の対外送金の場合は税務備案書の提出が必要（従来通り）		

※貿易外貨の受払時、外管局が発行する《貨物貿易外貨業務登記表》が必要な業務

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

2. 資本項目業務

資本項目業務では、本通知の添付資料1である「試験区のファイナンスリース外貨管理オペレーション規程」を一部変更しています。

2017年10月より、ファイナンスリース会社による国内外貨リース料の受取は全国範囲で可能となっていますが^(※)、本通知では上海自貿区のリース会社による手続を一部明確化しました。

※SMBC NEWS【2017】29号ご参照。弊行ホームページに当NEWSバックナンバーを掲載しております。
(http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

<試験区のファイナンスリース外貨管理オペレーション規程> (上海匯発[2015]145号からの変更点は赤字)

区内の金融リース会社・外商投資ファイナンスリース会社・中資ファイナンスリース会社	
国内外貨リース	<p>国内レシーに対するファイナンスリースについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「リース物件購入原資の50%≦国内外貨借入、外貨外債」の場合、外貨リース料受取が可能 ➢ レシーは外貨リース料支払通知書・「<u>リース物件購入原資の50%≦国内外貨借入、外貨外債</u>」の<u>証明文書</u>などにより、銀行でリース料の外貨転・支払手続を行うことが可能 ➢ 受け取った外貨リース料収入は外貨口座に入金可能（<u>その他資本項目専用口座に振替入金</u>）、外貨債務返済に必要な金額を超過した部分は直接銀行で人民元転が可能 ➢ リースバック形式を採用する場合、レッサーは外貨または人民元を選択してレシーにリース設備代金を支払うことが可能、レシーが外貨を受け取る場合は人民元転が<u>可能</u>
ファイナンスリースプロジェクトの貨物代金支払のエビデンス審査	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 区内ファイナンスリース会社またはそのプロジェクト会社が、国外から航空機を購入かつ国内レシーにリースする場合、国家発展改革委員会が航空会社に発行する航空機売買またはリース批准文書・売買契約書・商業エビデンスなどにより外貨支払手続を取り扱う。<u>前払金を支払う際、国家発展改革委員会の批准文書を提供することができない場合、事後に銀行に追加で提供可能</u> ➢ 区内ファイナンスリース会社またはそのプロジェクト会社が、国外から船舶・大型設備を購入かつ国内レシーにリースする場合、契約書・商業エビデンスなどにより外貨支払手続を取り扱う ➢ 区内ファイナンスリース会社またはそのプロジェクト会社が、国外から航空機・船舶・大型設備を購入かつ国外レシーにリースする場合、契約書・商業エビデンスなどにより外貨支払手続を取り扱い、外管局は通関申告書無しの外貨支払方式に基づき審査を行うことができる ➢ 区内ファイナンスリース会社またはそのプロジェクト会社は前払金を支払った後、必ず規定に基づき貨物貿易外貨業務モニタリングシステム（企業端末）を通じて企業報告を行わなければならない ➢ 外貨支払銀行が国外と締結した売買契約書に基づき、対外支払手続を取り扱う場合、売買契約書が共同購入者により締結されている場合、外貨支払銀行は契約書に基づきファイナンスリースプロジェクト会社の対外支払手続を取り扱う ➢ 区内ファイナンスリース会社またはそのプロジェクト会社が航空機・船舶・大型設備を購入かつ国内レシーにリースする場合、関連規定に基づき<u>外貨</u>リース料を受け取る

SMBC (CHINA) NEWS



3. 外国為替市場業務

外国為替市場業務では、本通知の添付資料 2 として、「試験区国外機構の国内外貨口座人民元転オペレーション規程」を新たに追加しました。

内容としては、《国家外貨管理局：外貨管理改革のさらなる推進、真実コンプライアンス性審査の完備に関する通知》（匯発[2017]3号）の政策Q&A^(※)との整合を図ったものです。

※SMBC NEWS【2017】4号・16号ご参照。

＜試験区国外機構の国内外貨口座人民元転オペレーション規程＞

	外貨非居住者口座（外貨 NRA 口座）
人民元転	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国外機構が試験区内に登録している銀行で開設した外貨 NRA 口座内の資金は、人民元転可能
人民元代り金の支払先	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人民元転代り金は、国内使用の支払でなければならず、国外振替または FT 口座/人民元 NRA 口座などに入金してはならない
エビデンス審査	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 銀行は、銀行の内部口座を通じて人民元転および支払を取り扱い、人民元転および支払の際にエビデンス審査は不要 ▶ 外貨資金は、原則、両替後直接支払を行い、2 営業日以内に受取銀行の口座に振替入金し、受取銀行は規定に基づき受取側が提供する経常項目/資本項目のエビデンスを審査した後、入金を取扱 ▶ 受取銀行の審査後、資金がコンプライアンスに準拠しておらず入金不可または取引の取消により生じた返金であると判断した場合、経常・資本項目の取引に関わらず、当該人民元資金は元のルートで人民元転銀行に返金し、人民元転銀行は資金受取当日に両替後直接支払により元のルートで外貨 NRA 口座に返金しなければならない

4. 多国籍企業の外貨資金集中運用管理業務

外貨資金集中運用管理業務では、区内の金融リース会社・資産管理会社が外貨クロスボーダープーリングなどの外貨資金集中運用管理を実施する際の条件を明確化しました。

	多国籍企業の外貨資金集中運用管理業務
参入条件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 前年度の人民元・外貨の国際収支規模を 1 億米ドル超から 5,000 万米ドル超に調整（※上海匯発[2015]145号から変更なし） ▶ その他は、《国家外貨管理局：＜多国籍企業外貨資金集中運用管理規定＞印刷・公布に関する通知》（匯発[2015]36号）に基づき取り扱う
金融リース・資産管理会社	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一定の特徴を備えた区内の金融リース会社・資産管理会社が上述の条件に合致する場合、規定に基づき外貨資金集中運用管理試行を備案のうえ実施することが可能 ▶ 特徴とは以下を含むがこれに限らない：当類機構と多国籍企業外貨資金集中運用管理との緊密度、実体経済発展の適切な支持に有利か否か、本企業グループの主營業務の支援に有利か否か、金融リスク防止に有利か否かなど

以上

SMBC (CHINA) NEWS

SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北樓16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園區出張所：江蘇省蘇州工業園區蘇州大道西2号 國際大廈16樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4樓-A室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599